

京都市交通局管理規程第19号

京都市乗合自動車運転取扱規程の一部を改正する規程を公布する。

平成24年3月30日

京都市公営企業管理者

交通局長 葛西 宗久

京都市乗合自動車運転取扱規程の一部を改正する規程

京都市乗合自動車運転取扱規程の一部を次のように改正する。

目次中「第37条の2」を「第37条」に、「第2節 定期観光の車掌（第38条―第44条）」を「第2節 削除」に改める。

第2条中「車掌及び運行管理者並びに」を「運行管理者及び」に改める。

第4条中「及び車掌」を削る。

第19条第1項中「(定期観光車については、車掌)」を削る。

第37条の2を削る。

第2章第2節を次のように改める

第2節 削除

第38条から第44条まで削除

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部総務課)